

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 令和 4年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥（無機性汚泥に限る。）
以下余白
- (2) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）
取扱う産業廃棄物
・木くず
・がれき類
以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式造粒固化施設

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
- イ 設置年月日 平成19年11月10日
- ウ 処理能力 234t/日（29.25t/時間）
- エ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）
- オ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）

(2) 移動式破碎施設Ⅰ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
- イ 設置年月日 平成18年6月29日
- ウ 処理能力 木くず 152t/日（19t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成18年3月17日
- オ 設置許可番号 第105082-23号

(3) 移動式破碎施設Ⅱ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110）
- イ 設置年月日 平成13年1月23日
- ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
3200t/日（400t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成14年6月13日
- オ 設置許可番号 資循第24-111号

(以下、裏面記載)

(4) 移動式破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 平成24年2月27日
ウ 処理能力 木くず 453.2t/日
エ 設置許可年月日 平成24年2月27日
オ 設置許可番号 23盛廃第517-3号

(5) 移動式破碎施設Ⅳ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 令和2年2月25日
ウ 処理能力 木くず 209.6t/日（26.2t/時間）
エ 設置許可年月日 令和2年2月7日
オ 設置許可番号 1盛廃第27-5号

(6) 移動式破碎施設Ⅴ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 令和3年10月22日
ウ 処理能力 がれき類 2936t/日（367t/時間）
エ 設置許可年月日 令和3年10月18日
オ 設置許可番号 3盛廃第27-1号
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年3月5日 当初許可
平成19年3月5日 更新許可
平成20年3月6日 変更許可
平成24年3月5日 更新許可
平成29年3月5日 更新許可
平成29年3月14日 変更届出書受理（木くずの移動式破碎施設を1施設追加したこと。）
令和2年3月31日 変更届出書受理（木くずの移動式破碎施設を1施設追加したこと。）
令和3年11月17日 変更届出書受理（がれき類の移動式破碎施設を1施設追加したこと。）
令和4年3月5日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白